

コピーして2部提出

記入例

様式第9号の3の5 (第70条関係)

※特別条項

時間外労働・休日労働

に関する協定届(特別条項) ※特別条項は2枚で1セットです。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 満18歳以上	1日 (任意)		1箇月 時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る			1年 時間外労働のみの時間数。①については720h以内、②については960h以内に限る。 起算日〇〇〇〇年〇月〇日			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内②については任意)	延長することができる時間数 および 休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超え、所定労働時間を超え、休日労働時間と休日労働時間の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超え、休日労働時間と休日労働時間の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
①下記②以外の者	突発的な顧客需要、受注の増加に対処する	運行管理者	〇人	7時間	〇回	99時間	35%	720時間	35%		
②自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、受注の増加に対処する	自動車運転者	〇〇人	7時間	〇回	117時間	35%	960時間	35%		
限度時間を超えて労働させる場合における手続						労働者代表者に対する事前申し入れ					
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康および福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、⑥、⑩	(具体的内容) 対象者に医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてはまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、時短対策会議の開催								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。) <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

赤枠の数値は上限を示しています

※特別条項の1枚目は、様式第9号の3の4(一般条項)と同様の記入方法です。

また特別条項の2枚目で署名欄及び押印していただくので、1枚目には不要です。

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1カ月及び1年についての拘束時間の延長に関する協定書

2. 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は 1 日 とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
295 時間	284 時間	245 時間	267 時間	300 時間	260 時間	250 時間	295 時間	310 時間	300 時間	284 時間	310 時間	3400 時間

3. 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

4. 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1箇月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

5. 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。